

注 記 表
 自 令和 3 年 7 月 1 日
 至 令和 4 年 6 月 30 日

(会社名) (株)〇〇建設

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法

「中小企業の会計に関する指針」に基づいている場合、「収益は実現主義、費用は発生主義」となる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

最終仕入原価法による低価法

(3) 引当金の計上基準

売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し回収不能額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義、費用は発生主義による。

経営事項審査を受審される場合は税抜方式で記入する。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式・税込方式・免税事業者につき税込

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

該当なし

すべての法人が記入する必要がある。該当のない項目については、「該当なし」と記入する。

4 表示方法の変更

該当なし

5 会計上の見積りの変更

該当なし

6 誤謬の訂正

該当なし

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高

0 千円

経営事項審査を受審される場合は記入する。

裏書手形譲渡高

0 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高

(2) 売上高のうち関係会社に対する部分

(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

有限会社の場合、出資口数を株式数と読み替えて「普通株式 ○○ 株」と記入する。

普通株式1000株

- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

該当なし

- (3) 剰余金の配当

平成24年5月25日の定例株主総会による決議

配当の総額9,000千円、配当の原資 利益剰余金、基準日 平成24年3月31日、効力発生日 同年7月31日

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

すべての法人が記入する必要がある。
(特例有限会社を含む)

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他 特になし

すべての法人が記入する。